

宿泊施設におけるアメニティ提供抑制の実態と宿泊者行動 ー京都市条例およびプラスチック資源循環促進法に着目してー

環境デザイン学科 山川研究室 寺山彩葵

1. 研究の背景と目的

近年、使い捨てプラスチック製品の削減が世界的に大きな課題になっている。日本においても、2022年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラ新法）」が施行された。その中には宿泊施設で提供される歯ブラシ・ヘアブラシ・くし・カミソリ・シャワーキャップのアメニティ5品目の削減も含まれており、宿泊施設はアメニティ提供方法の見直しや使用量削減に向けた工夫が求められるようになった。一方、京都市では、2015年に「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下、京都市条例）」を改正し、宿泊施設に対してアメニティの提供方法の工夫や、ごみの分別促進に関する取り組みを促している[1]。しかしながら、これら政策による効果の分析は行われていない。

一方、米国ではアメニティの使用率や廃止の評価に関する研究などもある[2]が日本では見当たらず、またアメニティ持参の要因分析は国内外問わず見当たらない。

そこで本研究では、京都市の宿泊施設を主な事例として、①宿泊施設の実態、②京都市条例とプラ新法の効果、宿泊者の③アメニティ有料化の受容性、④アメニティ持参行動の影響要因、を明らかにすることを目的とする。なお梗概においては、スペースの都合上、ごみ分別等については割愛し、アメニティについてのみ報告する。

2. 研究方法と調査概要

研究方法と調査概要を表1に示す。

表1 調査概要（2025～2026年実施）

調査名	調査時期	調査対象	調査概要
行政調査	6/6～7/25	京都市プラ削減担当課・環境共生センター(南・北部)	条例の効果・現状・宿泊施設の実態についてヒアリング
先進事例調査	8/29	GOOD NATURE HOTEL KOTO	先進的取組の効果と実現方法についてヒアリング
旅館調査	9/5～1/7	京都府所在の旅館	宿泊施設の実態・具体的な取組と効果・条例と法律に対する認識について質問紙調査・ヒアリング
ホテル調査	1/1～1/24	京都市所在のホテル	ホテルのアメニティの実態・条例と法律による取組と効果・有料化実現性について質問紙調査
宿泊者調査	12/5～1/1	過去1年間に宿泊した者	アメニティ持参行動や有料化への受容度、宿泊した施設のアメニティ状況等に関する質問紙調査

旅館調査は、京都府旅館ホテル生活衛生同業組合の協力で、加盟業者405件へGoogleフォームによる質問紙調査を依頼、旅館のみから13件の回答を得た(回収率3.2%)。

そのうち4件にヒアリング調査等を実施した。さらに追加でGoogleマップの星評価3～5のホテルを有意抽出し、電話で9件に依頼、各星評価1～2件の回答を得た。

宿泊者調査は、インターネット調査（Justsystem社のFastask）を用いた（表2）。スクリーニングは性別・年代（20～79歳）が均等となるように配信し、本調査は直近の宿泊における持参したアメニティ、アメニティの提供方法のどちらかを覚えていないと回答した者を対象として、京都市宿泊者とその他の宿泊者で分けて行った。

表2 宿泊者調査の概要（2025～2026年実施）

	調査期間	配信数	回収数(回収率)
スクリーニング	12/5～12/22	60,177	8,227(13.7%)
本調査1(京都市)	12/25～1/1	184	161(87.5%)
本調査2(その他)	12/26～12/28	564	441(78.2%)

3. 京都市条例の効果

京都市条例によるアメニティ削減効果を各調査から検討する。まず行政調査では、条例取組対象宿泊施設264件の内、アメニティの提供抑制を行なった施設は条例導入初年度である2015年で89%、2021年で88%と、横ばいだが高い実施率になっていることがわかった。

次に旅館・ホテル調査では、条例を契機としてアメニティの提供方法を変更した宿泊施設は見られなかった。

宿泊者調査では、宿泊施設のアメニティの提供方法、プラ製か否か、アメニティ持参の有無が京都市宿泊か否かで異なるか χ^2 検定で分析した結果、アメニティの素材に有意な差は見られなかった。提供方法では綿棒で有意な差が見られた($\chi^2=4.331$, $df=1$, $p<0.05$)が、京都市の方が客室設置の傾向にあった。アメニティの持参についてはシャワーキャップ($\chi^2=10.182$, $df=1$, $p<0.01$)、シャンプールンス($\chi^2=5.146$, $df=1$, $p<0.05$)で有意な差が見られ、京都市の方が持参する傾向となった。いずれも他の分析では有意な差は見られなかった。

以上の結果、今回の調査からは、京都市条例の明確なアメニティ削減効果は検出できなかった。

4. プラ新法の効果

プラ新法によるアメニティ削減効果を各調査から検討する。まず行政調査では、プラ新法の影響であるか定かでないが、アメニティの提供方法にフロントバイキング形式を採用している宿泊施設が多いことがわかった。

次に旅館調査では、プラ新法の施行を受け、旅館Dはアメニティの素材をプラ製からバイオマス製に、ホテルA・Bはアメニティ提供方法を変更していた。また提供方法を客室設置からバイキング形式に変更した宿泊施設

4件から、概ね使用量が減ったと回答があり、旅館Cでは使用量が5分の1ほどになった。一方で、バイキング形式への変更で1件、フロントで必要分渡す形式への変更で1件、クレームが増加したという声もあった。

宿泊者調査では、同一回答者(n=540)を対象にプラ新法前後のアメニティ持参状況の変化を明らかにするために Wilcoxon 符号付順位検定で分析を行い、歯ブラシ(Z=3.193, p<0.01)・ヘアブラシ(Z=3.582, p<0.001)・綿棒(Z=2.408, p<0.05)・マイボトル(Z=4.718, p<0.001)において持参頻度が増加したことが明らかになった。さらに持参するようになった理由を尋ねた結果、「ホテル側の変化から(提供方法の変化など)」・「使い捨てプラごみを出さないため」・「ごみを出さないため」・「環境のため」のいずれかを選択した者の割合が約40%となった。

以上より、プラ新法はアメニティの提供・持参に一定の影響を与えたと考えられる。

5. アメニティ有料化の効果と受容性

宿泊者調査では、アメニティ有料化の効果と受容度について尋ねた(n=589)。アメニティがいくらであれば持参するかという問いに対しては、全てのアメニティにおいて「値段に関わらず持参」と回答した者が多く、特に歯ブラシは約6割を占めた。一方、「有料の場合宿泊施設の評価を下げる要因になる」との回答の割合は、歯ブラシ・シャンプーリンスは約6割を占めたが、その他のアメニティについては「ならない」と回答した者が約7割を占めた。また、有料であることを許容できる一泊の価格に関しても、歯ブラシ・シャンプーリンスにおいては「いくらでも許容できない」と回答した者が約2割と、他のアメニティに比べて約1割高くなった。

以上の結果から、歯ブラシ・シャンプーリンスの有料化への受容度は低い、その他のアメニティは相対的に受容性がある上に、低価格でも有料化によって持参する人が増える可能性があると考えられる。

6. アメニティ持参行動の影響要因

宿泊者調査結果より、直近の宿泊におけるアメニティの持参への影響要因について、アメニティ持参の有無を従属変数、京都市宿泊の影響も含め図1のアメニティ持参以外の変数を独立変数とし、ロジスティック回帰分析を行った。その結果、どのアメニティにおいても京都市宿泊の影響は有意でなかった。以下は、紙面の都合で、有料化について特に抵抗感の大きかった歯ブラシのみにて示す(表3)。直近の宿泊時の歯ブラシ持参の有無は「普段の持参行動」に最も大きな影響を受けており、普段から持参する傾向が強いほど直近の宿泊においても持参した可能性が高いことが示された。一方、宿泊特性は大きな影響が見られない。以上の結果は他のアメニティでも同様だった。この結果を踏まえ、普段の持参行動への影響要因を明らかにするため、直近の宿泊に関する

独立変数を除外し、順序ロジスティック回帰分析を行った。その結果を表4に示す。普段の歯ブラシ持参行動は、「周囲の持参行動」に最も大きな影響を受けており、周囲が持参するほど持参頻度が高くなる可能性が高いことが示された。以上の結果から、歯ブラシの持参者を増やすには、持参率を予約サイトに示すなどが有効な対策として考えられる。

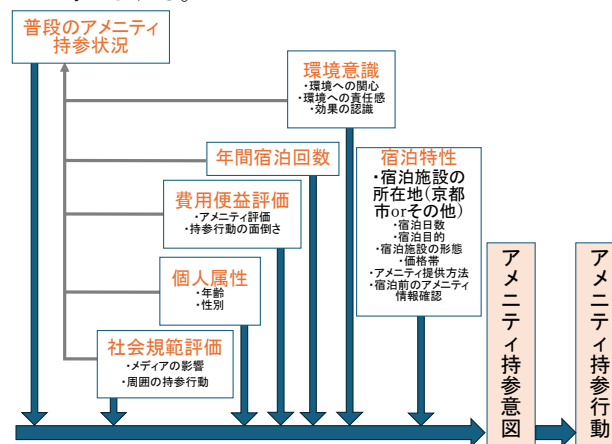


図1 直近の宿泊におけるアメニティ持参の要因モデル

表3 直近の宿泊における歯ブラシ持参の要因分析結果

変数名	係数	Z 値	P 値	オッズ比
普段の持参行動	2.002	8.496	0.000	7.405
持参行動の面倒さ	-0.535	-2.601	0.009	0.585
宿泊日数	0.392	-2.495	0.013	0.676

*表には有意な結果が得られた変数のみを示している。

$\chi^2=247.223$, df=18, p<0.001, n=356, 判別率 86.5%, Nagelkerke $R^2=0.515$

表4 普段の歯ブラシ持参行動の要因分析結果

変数名	係数	Z 値	P 値	オッズ比
周囲の持参行動	0.704	5.783	0.000	2.021
持参行動の面倒さ	-0.313	-2.468	0.014	0.731
環境への関心	0.396	2.277	0.023	1.485

*表には有意な結果が得られた変数のみを示している。

$\chi^2=89.249$, df=10, p<0.001, n=392, 判別率 46.7%, Nagelkerke $R^2=0.194$

7. 結論

本研究で得られた主な結論を以下に列挙する。

(1)今回の調査からは、京都市条例による明らかな政策効果は検出できなかったが、プラ新法はアメニティの提供と持参に効果がみられた。

(2)宿泊者は歯ブラシ・シャンプーリンスの有料化への受容度は低い、その他のアメニティは相対的に受容性がある上に、低価格でも有料化によって持参する人が増える可能性があると考えられた。

(3)直近の宿泊における歯ブラシ持参行動は普段の持参行動に最も影響を受けており、普段の持参行動は周囲の持参行動による影響が大きかったため、持参率などを宿泊施設や予約サイトで示すことが有効な対策として考えられた。

8. 参考文献

- [1] 京都こごみネット, 「しまつのこころ条例」, <https://kyoto-kogomi.net/about2/>
- [2] Edward James Bobbett. (2010) An Investigation of sustainable environmental practices and consumer attitudes & behaviors toward hotel bathroom amenities. <https://digitalscholarship.unlv.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1481&context=thesesdissertations/> (閲覧日は全て 2026-01-26)